

慰謝料等合計で

6747万請求

横浜地裁平成24年3月23日判決

本件は、亡甲の相続人である原告らが、被告が経営する介護付有料老人ホーム（本件施設）に入居していたところ、本件施設が甲の褥瘡の適切な管理を怠ったため、褥瘡の悪化に起因する敗血症を発症して死亡したと主張して、債務不履行又は不法行為に基づき、被告に対し、慰謝料等の損害金合計6747万円余及び遅延損害金の支払を求めた事案です。

元々甲は、本件施設入居前から肺炎や腰椎圧迫骨折の為に入院していました。入院中の成17年9月には、尿路感染症により敗血症寸前にまで至りましたが、改善し同年12月半ばに退院しました。但し退院前には、仙骨部に褥瘡を生じていました。退院後、甲は自宅で24時間態勢の介護

介護施設を 取り巻く 法律問題の今

最近の介護事故判例から①

ました（死亡診断書には、直接的死因として「敗血症」、その原因として「感染褥瘡」との記載があります）。

悪化させぬ様 注意義務負う

裁判所は本事案で、

(1) 甲が元々褥瘡を生じ易く治りにくい要因を有していた、(2) 入居時にかかりつけ医や訪問看護ステーションから情報提供を受けていた、等の事実を踏まえ、患部の洗浄等による清潔の保持その他の適切な褥瘡管理を行い、本件褥瘡を悪化させないよう注意すべき義務を負っていたと判断しました。その上で、褥瘡の清潔の保持に不十分な点があったこと

や、本件施設が甲を速やかに医師に診せる等の義務も尽くしていないとして過失を認めました。更に、当該過失と死亡との間の因果関係も認めました。

その上で、①甲が87歳と高齢であり、②日常生活全般に要介助状態であったこと、③肺炎等の重篤な既往歴を有し、④本件施設入居前から重度の感染症により敗血症寸前まで至っていたこと、⑤本件褥瘡自体は、入居前から生じていたこと、⑥褥瘡が治りにくい要因を有していたこと等を踏まえ、原告の請求の内、甲の慰謝料として1200万円、その他の損害を併せて、合計2160万円余りを認めました。

その上で、①甲が87歳と高齢であり、②日常生活全般に要介助状態であったこと、③肺炎等の重篤な既往歴を有し、④本件施設入居前から重度の感染症により敗血症寸前まで至っていたこと、⑤本件褥瘡自体は、入居前から生じていたこと、⑥褥瘡が治りにくい要因

本事案では、死亡という重大な結果と、その原因が入所前から存在したこと、にも関わらず、高熱発生という異常事態後も速やかに医師に診せていないという分かり易い事案であったことも、過失や因果関係の認定に影響があったものと思われます。

褥瘡悪化で死亡、施設に2160万円支払い命令 速やかに医師に受診させないなどの過失認定



長谷川 桃

弁護士法人アヴァンセリー
ガルグループ執行役員
民事企業法務部部長

【プロフィール】
上智大学外国語学部ド
イツ語学科卒業、東京
弁護士会所属、日本司
法支援センター相談員
を務める。
離婚、相続等の家事
一般（渉外事件等含む）
や消費者問題合心民事
訴訟一般が得意分野。